

**特定電気取引に関する計量課題研究会
(第4回)**

日時 2019年11月13日(水) 17:35~19:07
場所 日本電気計器検定所本社 第2会議室

○事務局・中島

それでは、ただいまより第4回「特定電気取引に関する計量課題研究会」を開催いたします。皆様、本日はお忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。事務局の日本電気計器検定所の中島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それではまず、本日の出席者について御連絡いたします。本日は高増委員、加曾利委員の御都合がつかず欠席でございます。また加曾利委員の代理委員として、日本電気計器検定所検定管理グループマネージャーの片岡紳一様に御出席いただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。なお、オブザーバーとして参加予定でございます資源エネルギー庁の下村室長及び計量行政室の前場室長補佐におかれましては、所用で遅れており、後ほど御参加いただける予定になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これからの議事進行については、本多委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○本多委員長

本多でございます。よろしくお願ひいたします。第4回ということで、大分交通整理ができてきて、議論がしやすい状況になってきていると思いますので、是非よろしくお願ひいたします。では、まず事務局から、本日の資料についての確認をお願いしたいと思います。

○事務局・中島

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。お配りしている資料は、まず最初に、議事次第、委員等名簿、座席表がございまして、次に資料として、事務局説明資料「特定電気取引の制度の在り方について」となっております。

もし、資料に不都合がございましたら、事務局までお知らせいただきたいと思います。

○本多委員長

本日の配布資料つきまして御確認いただきましたが、よろしいでしょうか。それでは、次に進めてまいります。これまでの議論を踏まえていただきまして事務局より特定電気取引の制度の在り方について整理いただきました。これにつきまして、御説明いただいて、それを基に本日の討議、議論を進めていきたいと思ひます。では、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・中島

それでは、資料「特定電気取引の制度の在り方について」、こちらに基づいて御説明をさせていただきますと思ひます。

まず、ページをめくっていただきまして、3ページ目。第3回研究会での主な御意見というところで、前回の議論におきまして、下記の御指摘がありましたので、次ページ以降のとおり、再度整理を行わせていただきました。まず、一つ目、「特定電気取引」の種類の区分けを分かりやすく整理してほしい。二つ目、当事者間の合意があればどのような要件でも良いということではなく、何らかの規格又は基準を示すべきではないか。一方で、当事者間で柔軟に調整する余地を残しても良いのではないか。三つ目として、精度を担保する前提として、精度を示すための測り方を揃えることが必要ではないか。取引の種類が異なっても測り方はある程度揃えることが望ましいのではないか。このような御意見をいただいておりますので、整理をさせていただきます。

それでは、その下の4ページ目。2.「特定電気取引」の種類について、というところでございますが、

第3回研究会では、「特定電気取引」の類型案として、系統との関係の有無や取引容量に応じて、以下のとおり整理を行ってまいりました。類型Aとしましては、需要家内で行う取引ということで、これは小規模需要家内。類型B、同じ需要家内で行う取引ということですが、大規模需要家内。類型Cとしまして、一般送配電事業者の送電網を介した取引。このような整理をさせていただきましたが、前回まで、類型の区分けをもう少し分かりやすく整理して欲しいとの指摘を踏まえて、下記のとおり分類することとしてはどうかと整理をさせていただきました。一つ目、①としましては需要場所内で行う取引、これまでの類型A、Bに該当するところがございますけれども、まず、①-1 既存の規格等の存在しない取引、というところで計量に関する規定が存在しない取引として、まず一つ。もう一つ、計量に関する規格等が存在する取引。このような整理をさせていただいております。これら後ほど6ページ、13ページで御説明をさせていただきたいと思っております。それと、②としましては、従来の類型Cになりますけれども、一般送配電事業者の送電網を介した取引、という形にしておりますが、こちらの類型Cに関しましては先ほどの類型A、Bと異なり、規格等というもの、もともと一般送配電事業者又は取引市場等が示す規定があるというところで、整理をさせていただいております。取引の事例につきましては、資料、後ろの19ページ以降を御覧いただければと思うのですが、これまでの研究会の資料でも、御説明をさせていただきましたイメージ図を、もう一度、再度整理をさせていただいておりますが、類型A、B、さらに類型C、どのような取引かという事例を基に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、19ページ。ここでのような計量、取引が行われているかといったところを、四角の枠内で書かせていただいておりますが、こちらは、太陽光発電、第三者所有の自家消費モデル、また、系統からの買電価格が異なるケースをイメージして、事例として表しております。枠の中を見ていただきますと、まず太陽光発電の発電した電気を全量自家消費しているケース。こちらは下の図でいいますと、パワーコンディショナーで計測した値を基に、例えば単価1kWhあたり20円で電力を購入していると。それとこの事例のケースでいきますと、一方で太陽光発電ではなくて、系統からの電気を使用している場合。例えば、この場合はスマートメーターで計測した値を基に系統からの売電価格が1kWhあたり25円であれば、その計量値に基づいて、25円で電力を購入していると。それともう一つ、太陽光発電で発電した電気の一部を自家消費して、全て使い切っていない場合に、余剰分を売電していると。そういうケースの場合は、この矢印でいきますと、緑の矢印が二つに分かれておりますけれども、パワーコンディショナーで計測した発電した値と、スマートメーターで売電した値、これの差分を自家消費電力量という形で測って、この場合、例えば1kWh当たり単価20円で購入すると、そういった事例を挙げております。このような取引が、まず類型Aの取引として、代表的な例として挙げられるかと思っております。

もう一つ代表的な例として、その下の20ページを御覧ください。これは例えば小売電気事業者の料金プラン設定で想定される事例ですけれども、例えばEV充放電器の買電価格、要は電気自動車への充電する電気料金の単価を、通常の御家庭の使用電気料金の単価と異なる料金設定で提供されるプラン、そういった場合を想定しております。例えば、夜間の時間帯に電気自動車への充電を行っている場合。例えば、電気自動車充放電設備で計測した値を基に、例えば1kWh当たりの単価10円で電力を購入する。一方、昼間の時間帯、充電した場合は、この電気自動車充放電設備で計測した値を基に昼間の場合は、例えば単価26円で購入すると、一方です。最後EVへの充電以外のこの需要家の御家庭で使用した電力料金、こちらにつきましては、電気自動車の充放電設備で計測した値、要は電気自動車への充電した値とスマートメーターで小売電気事業者から受電した量の差分の電力量について、例えば、EV充電以外の単価が25円と設定している場合は、その電力量を単価25円で購入すると。そういった事例が想定されているというものでございます。

続きまして21ページ目、こちらはネガワット取引の需要場所内での精算の取引という事例で大規模需要家を想定して例として挙げております。例えば、この大規模需要家はアグリゲーターから需要抑制の指示に従って、需要抑制を実施します。その場合は、この需要家の受電地点、スマートメーターで計測した値でどれぐらい需要抑制が実現できたかといった値を基に、ネガワット取引を評価していただいて、報酬を受け取ります。その内訳としまして、例えばこの大規模需要家内で、例えば需要家が照明、空調設備、これらの需要抑制を実施した場合に、例えば、50kW分の需要抑制を照明がしましたよ、となった場合は、分電盤で計測すると。あとは例えば、空調設備として100kW分の需要抑制を実施した場合は、これも同じように分電盤で計測する。それとも、この大規模需要家のところに、例えば第三者として電気自動車の充放電設備が設置されていまして、こちらの電気自動車の充放電のところで、20kW分の需要抑制をした場合、これを電気自動車の充放電設備で計測します。それぞれの値が例えば、50、100、20と需要抑制で頑張ったのですけれども、この大規模需要家

がネガワット取引をする場合はスマートメーターの値を使用しますのでスマートメーターで計測した需要抑制の値は必ずしも、例えば50+100+20にならないと、当然大規模需要家の中で他の所で電気を消費したりとか、そういったことがあって、170にならないというようなケースも多々あると思いますので、例えばこの場合、このスマートメーターで需要抑制した値をこの照明、空調、電気自動車、例えば50対100対20で按分して精算すると。そういった取引が行われる時に分電盤ですとか、電気自動車充放電設備で計量したもので取引しても良いのではないかと、とかそういったイメージ図となっております。

続きまして、その下の22ページ目、こちらから類型Cという取引のイメージになっておりますが、まずは、一般送配電事業者の送電網を介した調整力の取引というところで、この例でいきますと、例えば、需要家内に電気自動車の充放電設備が設置されておまして、こちらの電気自動車の充放電で調整力の取引を行う場合。例えば、下げDRを調整力で取引する場合には、この電気自動車による需要抑制、例えば、この放電していただいた分、それを電気自動車充放電設備で計測する。一方、上げDRを調整力で取引する時には電気自動車による需要増加、これは充電する量になるかと思うのですが、それをまだ電気自動車充放電設備で計測する事例となっております。なお、このイメージ図の下に、ただし書きとして書かせていただいておりますけれども、これらの個別計量値による評価の是非が、別途各市場等で検討される必要がある他、計量法以外の個別計量に係る課題についても別途検討が必要というところで、注釈として記載をさせていただいております。

続きまして、23ページ目を御覧いただければと思います。こちらから類型Cの取引の一例という形ですが、一般送配電事業者の送電網を介したネガワット取引のイメージというところで、例えばこちらは需要家内の各機器、こちらは電気自動車を対象にしておりますけれども、アグリゲーターから需要抑制の指示に従って需要抑制を実施すると、この場合、先程と違うのはこちらの電気自動車の充放電設備への電気の系統の流れが需要家の中を通すのではなくて、別途スマートメーターの外のところから分岐して、電気自動車に繋がっているというようなケースですけれども、こちらのケースは同じように下の注意書きに記載させていただいておりますけれども、ただし、当該供給形態が可能かどうかというのは引き込み形態ですとか、需要場所の概念について、効率的な設備形成の観点等も踏まえた制度設計の検討が別途必要という形で注釈を記載させていただいております。以上が類型ABCと申しますか今回の取引のイメージという形で御説明をさせていただきます。

それでは、5ページに戻っていただきまして、第3回の整理との比較というところでございますが、先ほどの4ページのところで、分かりやすく表にまとめさせていただいたものになります。こちらについては類型ABCと申しますが、先ほどの業界規格等が無い場合、ある場合、それらにおいて例えば業界規格等が無い場合であれば、特定電気取引で定める基準に従うと、以下6ページで説明をこれからさせていただきます。一方、業界規格等がある場合については計量の観点からも検討された規格に従うこととするというような形で整理をさせていただいております。一方、この類型ABのところでは、例えば類型Bというのは法人需要等に限定されるのであれば、規格に準拠した上で、一部の基準を緩和することが考えられるのではないかと申すことで、これも後ほどの資料の方で御説明させていただきたいと思っております。一方、類型Cに関しましては規格等があるのか無いのかというところでいきますと、こちらが一般送配電事業者の送電網を介した取引に使用するときには必ず市場が求める規格やルールが存在すると考えておりますので、こちらについては取引市場等が求める精度等の規格に準ずる規定に従うことという形で整理をさせていただいております。

それでは6ページ、特定電気取引を行う際の要件についてというところで具体的な要件の御説明に入らせていただきたいと思います。第3回研究会では当事者間の合意があればどのような要件でも良いということではなくて、何らかの規格又は基準を示すべきではないかと、といった御指摘を踏まえまして、今回、特定電気取引において取引の提供者には下記の要件を課すこととしてはどうか、という形で整理をさせていただきました。先ほど4ページの整理にて、例えば、計量を規定する規格が存在する場合、しない場合と分けておりますが、まずは①-1としまして需要場所内における取引であって既存の規格等の存在しない取引、ということに記載をさせていただいております。その場合、この取引については、下記の要件を設定することとしてはどうか、まず、特定電気取引の届出を行うことで電気事業法の規制下に置く、例えば必要に応じた改善や中止の命令等を行えるようにすることを想定して申す。こちらの※印、下の所に注釈で記載をさせていただいておりますが、検討に当たっては当然のことながら計量法の中での合理化を含め、既存の計量規制との整合を別途検討する必要があるというところも記載をさせていただいております。また、個別の要件になりますけれども、まず計測精度、こちらについては当事者間の合意に委ねるわけではなくて、±5%程度と、一定の値を設定すると。次に構造要件については、使用環境ですとか、代替措置を前提に緩和する。試験方法

や評価主体については、一定の基準を設定すると、使用期間、有効期限的な考え方なのですが使用期間については、柔軟に設定することとしてはどうか。ただ、規格等がある場合は、規格が定める要件に従ってはどうかと、最後に需要家に対して説明責任を果たし、合意を得ることを要件とする。そういった整理をさせていただきます。それぞれ項目ごとにこの後、順に御説明を行っていききたいと思います。

ページをめくっていただきまして、7ページを御覧ください。まずは一つ目として計測精度について、計量法に基づく電気計器の計測精度は家庭用のスマートメーターの使用公差の場合、 $\pm 3\%$ となっております。一方、今回の特定電気取引が需要場所内のエネルギーリソースの活用であるという観点やその際に使用が想定される現行の計量機器の必要計測性能、電気、ガス、水道メーターの使用公差、現行制度でも契約最大電力が小さいほど必要な精度が低く設定されていること、そういったこと等を踏まえて、基準となる計測精度を例えば $\pm 5\%$ 程度に設定することとして検討を進めることとしてはどうか、という形で整理をさせていただきます。こちら参考としまして、後ろの25、27、28ページに、25ページですとこれまで当研究会の第2回等で資料として出ささせていただいた現行の機器の性能がだいたいどれぐらいと想定されるのかというものですか、27ページでいきますと、今の計量法においては電気計器の検定公差、使用公差、または例えば、使用公差ですと、どれくらいまでの公差が認められているのかといったところ、例えば取引容量等に応じて、電力量計の種類が定められていて、それぞれ、どれぐらいの公差があるのかといったところ。さらにその下28ページでいきますと電気だけではなく、ガスメーターですとか、水道メーターいわゆるユーティリティメーターと呼ばれる検定公差、使用公差といったものを参考として記載させていただいております。いろいろな観点があるかと思うのですが、そういったものを踏まえて $\pm 5\%$ 程度に設定することとしてはどうかという形でまずは整理をさせていただきます。

それでは資料8ページに戻っていただきまして、続きましては②として構造要件についてということですが、特定計量器である電気計器におきましては、型式承認時に主に下記のような構造要件が求められており、試験が行われております。今回の特定電気取引におきましては、使用環境ですとか、代替措置に応じて、必要な試験項目を選択できることとして、検討を進めることとしてはどうかという形にしております。これまでもよく意見が上がっていたかと思うのですが、例えば、表の真ん中のところに、耐候というところで注水、光と書く耐光、屋外で使用されるような場合もあるのですが、当然そういった環境でなければ必要がないという形で省略ができるとか、例えば安全性の絶縁性能ですとかは他の法令の試験項目があって、既にその機器でこういった試験をやっているような場合、重複しているような場合は、例えば、省略して良いのではないかと、または使用環境に応じてこの影響試験は必要ないのではないかとか、そういったものが選択できるようにして、取引できるという形にしているかどうかという形で整理をさせていただきます。

続きまして9ページ目を御覧ください。③として、今度は試験方法、特定電気取引の試験方法等につきましては、第3回の研究会では精度を担保する前提として、やはりその精度を示すための測り方を揃えることが必要ではないか、といった御指摘を踏まえて、精度及び構造要件に係る試験方法をきちんと指定することとしてはどうかとしております。例えば精度の試験方法としましては、計量機器に供給する電流の範囲で試験電流値、例えば力率1、定格電流20、50、100%といった試験点を定めるなどの方向で検討を進めることとしてはどうかという形で記載をさせていただきます。

10ページ目、評価主体、今の性能、構造を誰が評価するのかといったところでございますが、精度や構造要件が、規格又は一定の基準に適合しているかどうかについては、客観的な評価結果によって、事後的に適合性を確認できるようにするため、以下のいずれかの方法で検討を進めることとしてはどうかとしております。まず一つの方法としては、第三者機関による評価。二つ目としては、一定の品質管理能力を有する製造事業者による評価。こういった選択ができるようにしてはどうか、という形でまとめさせていただきます。

11ページ、使用期間についてでございますが、こちら使用期間というのは、例えば特定計量器である電気計器、家庭用のスマートメーターでは、10年の有効期間が設定されて使用されておりますが、取引形態や機器、使用環境等に応じて計量機器の使用期間についても柔軟に設定することとしてはどうかとしております。例えば、その柔軟な使用期間の設定に際しては、下記の考え方を基に検討を進めることとしてはどうか。まず三つ挙げさせていただいておりますけれども、一つ目としては、パワーコンディショナーなど10年以上の使用が想定される場合は、その製品寿命に合わせて計測精度が継続的に維持できることを確認した上で、その期間に合わせて設定できることとしてはどうか。二つ目として、取引の開始時に説明した使用期間を終了した後であっても、性能確認を行い、要求性能を今後も満たせることが確認できた場合は引き続き使用できること

としてはどうか。三つ目として、使用期間を設定せず、定期的な性能確認を条件に、性能確認の度に、確認後一定期間の使用をできることとしてはどうか。その性能の確認方法につきましては、例えば実地の定期的な検査や遠隔検査、計量データの常時監視等、機器の種類や取引形態や管理方法、また、新たな技術の登場等に応じて、柔軟に選択できることとしてはどうか、とまとめさせていただいております。

続きまして12ページ、⑥説明責任についてですが、特定電気取引を行う際には、取引の提供者は、取引の相手方に対し、特定計量器を使う場合との違いとして、特に、例えば①計測精度、②構造要件、③試験方法、④評価主体、⑤使用期間、そういったことについて、説明責任を果たし、合意を得ることを要件としてはどうか、と考えてございます。

それでは13ページを御覧ください。12ページまでは、規格がない場合の一定の条件ということで御説明をさせていただきましたが、13ページは①-2といたしまして、需要場所内における取引であって既存の規格等が存在する取引という形で整理をさせていただきました。計量機器についての規格等があり、これまでのところに記載しました計測精度、構造要件、試験方法、評価主体、使用期間について規格に定めがある場合は「規格」に従うこともできることとしてはどうか、としております。なお、規格がある場合であっても、以下に従うこととしてはどうかとして、一つ目としては、規格に定めがない項目については、先ほどの「需要場所内における取引であって既存の規格等の存在しない取引」の基準に従う。二つ目として、需要家に対しては、やはり説明責任を果たし、合意を得ることを要件とする。三つ目として、特定電気取引の届出を行うことで電気事業法の規制下に置くと、そういったことを記載しております。あと、例えば対象となる規格を検討する際は、計量に関する知見から十分検討されていること、例えば、計量に関する知見を有する有識者が検討に加わっていることなどを条件として、検討を進めることとしてはどうかと整理をさせていただきました。

続きまして、14ページ。大規模需要家内の取引というところで、例えば、第3回の資料では、類型A「小規模需要家の取引」と類型B「大規模需要家の取引」に分けて整理を行いました。その趣旨は、大規模需要家の方が電力に関する知識を有し、また、取引相手となる事業者との関係でも発言力や交渉力があると考えられるためであると。そのため大規模な需要場所内での取引については、一律に規定された要件について、説明責任、構造要件に係る試験項目、セキュリティ担保要件、精度など、一部例外を認めることとし、柔軟に設定できることを検討してはどうかと。ただし、別途規定された業界規格等に従う場合はその規格を満たす範囲内において例外を認めるという形で整理をさせていただいております。なお、需要場所の大規模、小規模の区切りは50kW以上の受電契約をしているなど、高圧電力での契約となる法人需要等に限り、電気主任技術者を選任している者等、一定の電気の知識を有する者に限定することとして検討を進めることとしてはどうか、としております。

それはページをめくっていただきまして、15ページ。今度は類型C「一般送配電事業者の送電網を介した取引」についてでございますが、類型Cは、需要場所内での電力量の取引、第3回の資料A、Bとは異なり、一般送配電事業者の送電網を介して、需給調整市場や電力取引市場、一般送配電事業者との取引に使用されると。そのため各取引市場等より必要な計測精度等の要件が示されることが想定され、取引に参加するためにはこれを守らなければ取引を行うことができない。各取引市場と取引を行う場合は、先ほどの「①-2 需要場所内における取引であって既存の規格等の存在する取引」と同様の扱いをすることとしてはどうか、と整理をさせていただいております。なお、注書きで記載させていただいておりますとおり、類型C「一般送配電事業者の送電網を介した取引」を行う際には、個別計量値による評価の是非が別途各市場等で検討される必要がある他、計量法以外の個別計量に係る課題の整理が必要であり、直ちに個別計量の値を取引に使えるわけではない。具体的には、スマートメーターシステムに接続するにあたっての計量機器の「スマートメーターシステムセキュリティガイドライン」への対応や通信、TS0託送システムへのデータ連携等の課題があるという形で記載をさせていただいております。

その下16ページ。特定電気取引の範囲についてというところでございます。特定電気取引が規模に関係なく、無制限という訳ではなく、例えば、取引規模を500kW以下に制限することとしてはどうか、とさせていただきまして。一方、規格等がある場合には、規格等が定める上限に従うこととしてはどうか、とさせていただいております。また、取引の内容・性質等に応じて特定電気取引の対象とできない計量を規定することとしてはどうか、というところで、具体的にはスマートメーターによる従来の電気計量が行われている箇所等は特定電気取引ではないというところ、きちんと規定してはどうかという形としております。

それでは17ページ。特定電気取引の差分計量についてというところで、先ほどのモデルでも差分計量の

ニーズがあったかと思いますが、差分計量については、複数の計量機器の差分を使用することから生じる計測精度の低下等の影響を取引の提供者が説明することを条件に、認めることとしてはどうか、と整理をさせていただきました。また注釈でございますけれども、一般送配電事業者の送電網を介する取引については、差分計量による系統への影響等を別途検討する必要があることから、今後別の場での検討の結果、定められた場合に限って、認めることとしてはどうか、という形で記載をさせていただきました。御説明は以上となります。

○本多委員長

どうもありがとうございました。非常に簡潔にまとめていただけたと思っておりますが、これから議論しなければいけない論点もあったかと思えます。ここからは質疑応答及び自由討議という形で進めさせていただきたいと思えます。本日御欠席の高増委員から御意見をいただいているということですので、事務局から御説明をお願いします。

○事務局・中島

はい。高増委員におかれましては、本日、国際会議に御出席のため、本研究会は欠席となっておりますが、コメントをいただいておりますので、御紹介させていただきます。なお、御意見に関しましては、第4回の資料ができる前段階の、第3回までの議論を受けての御意見となっております。一部、本日の資料の記述と重なる御意見もございますが、あらかじめ御承知いただければと存じます。御意見いただきました項目は三つ。電力測定の精度、保証する仕組み、計量法との関係についての3項目で御意見をいただきました。それでは、御紹介をさせていただきます。

一つ目としまして、「電力測定の精度について」。パワーコンディション、充電機器などの電力測定の精度を検証するための規格を作る必要がある。現在の電力測定のJISなどを基に、新しいJISを制定し、ISOやOIMLへの提案を検討する。こちらの御意見につきましては、前回の研究会後にお伺いした意見として、規格化、JIS化、国際的なルール化を目指すべきといった御意見をいただいております。それから、電力測定の精度は、十分高いものを目指せるような規格を規定する必要がある。現状の精度規定は、今後の新しい産業界の要求に十分対応しているとは言えないので、例えば、0.1%以上の精度、1秒以下の測定間隔などへの対応も想定すべきである。また、精度は、例えば単に±3%とか5%以下などとするだけでなく、もっと高い精度へも対応、柔軟な精度設定ができることが望ましい。こういった御意見をいただいております。

次に二つ目としまして、「電力測定機器を保証する仕組みについて」。パワーコンディション、充電機器などの機器に対するJISに、先ほどの電力測定の規定を追加する必要がある。上記JISに基づいて、精度評価を行う。これらの電力測定機器では、従来の特定計量機器と環境に対する要件は必ずしも同じ必要はないが、必要な条件はJIS等に規定する。精度を保証するために、JCSS、第三者機関による認証などの仕組みを構築する。以上の御意見をいただいております。本日の資料では、試験方法や構造要件の試験項目、評価主体の仕組みに関するところが該当しているかと考えております。

最後に三つ目としまして、「電力取引と計量法の関係について」。取引について、当事者間の合意に基づくとの方向性には、問題がある。小規模のユーザに対しては、力の差が大きいので相互の合意ではうまくいかない。一方、大規模のユーザは電力測定機器に対しても、十分高価格のものが使える。どちらにせよ、測定機器の精度は、先ほど御紹介した「電力精度の測定」と「電力測定機器を保証する仕組み」で示した保証の基に行うべきである。続いて、計量法における取引の正確性を保証することは、特定電気取引においても必要不可欠である。従来の計量法の検定方法の柔軟化、一部の除外などを考慮して、計量法の中で行うことも検討すべきである。との御意見をいただきました。これらの御意見につきましては、今回の資料にも反映させていただいているところもございます。以上、高増委員からのコメントを御紹介させていただきました。

○本多委員長

ありがとうございました。包括的なコメントをいただいて、仰るとおり一部はきれいに入っているかなと思えます。それではこれから質疑、御意見をお願いしたいと思います。やはり前回までのように、少し切って議論させていただきたいと思えますけれども、重要になるのは、13ページ目までのところになるかと思えますので、基本的には規格がないところでの取引をどうするかというところで、既に論点として①、②、③と挙げられていますので、これに関して説明をしていただいて。私が感じたところでは、まだ整理が足りないと思うところは、計量法では、6ページに要件として書かれている、これは多分計量法できっちりと規格で

押さえられている部分だと理解しているのですが、これに関して今回は計量法での縛りを柔軟にできるように外して行きましょうということといろいろと議論しているところかと思えます。私のような計測屋から見ると計量法から外すということは、制度をどのようにするのかというイメージ、やはりいろいろなものが関わりあって、今回きっちり書いていただいていたのですが、ちょっと最後のところで気になったというか、「説明責任を果たし、合意を得ることとしてはどうか。」12ページのところ、ここには全てが列挙されているのですが、室長がいらっしゃってありませんが、エネ庁さんとしては、これを全部外して行こうと考えているのか、あるいは、どれか一部を外して行きたいと考えているのか、もう一つ聞きたいのは、産業界からのニーズがあって今回の話が始まったと聞いておりますので産業界からのニーズとしては、このいくつかの縛りの中でどの縛りがきついのでそこを緩めて欲しいのか、もしあったら紹介いただけたらと思うのですが、議論の参考にしたいと思います。

○山中オブザーバー

12ページの⑥の「説明責任を果たす」について、ここでお伝えしたかった趣旨は、説明責任を果たしたからといって当事者同意をすれば何でも許されますよということではないと理解しています。例えば、7ページでは、現状±3%のところを例えば±5%を標準として考えることはいかがでしょうか、ということを書いてございますが、もし仮に5%のものを使う場合、スマメの3%のものではなくこれは5%の計量機器を使いますよということを説明するという。場合によっては、5%のものを使うことによって影響額が10円なのか100円なのか、それとももっと大きい影響があるのか、というところをしっかりと説明した上で、例えば1万円も変わってくるのであれば、「そんなものは御遠慮するわ」とか消費者の方々がしっかりと判断いただけるようにということと説明責任を果たし、合意をちゃんと得てくださいね、ということと書いてございます。説明をしたら何でも無視しても良いですよというものではなくて、しっかりしたルールを果たしてもらおうと。ただ一方で果たしてもらおう際にもどのような説明の仕方が適当なのか、今後、議論を深めて行ければと考えてございますが、いずれにせよ基準がない制度に持って行こうとか、そういう趣旨で書いている記載ではないかと思えます。

○本多委員長

やっぱり、システムとして保証しようというのが計量法の考え方になりますので、制度そのものを緩めるのはそんなに難しい話ではないと皆さん理解されていると思えます。精緻に出来上がっているものを一部緩めるということは、かなりの波及効果が起こりうると思えますのでそこら辺を是非、個別の項目も見えてきたところですのでそういうところも含めて議論いただければと思います。13ページまでで区切らせていただいて、いろいろな御意見を頂戴できればと委員の皆様どこの点からでも結構ですので。

○根本委員

前回欠席してしましまして申し訳ありませんでした。ただいまの高増先生の御意見、そういったところも私からの意見と重複している同じような御意見になってしまうのですが、まず、3ページ目と6ページ目ですが、第3回の検討の結果について、基準・規格をきちんと作るべきという御意見についてこれは非常に賛成するところでございます。やはり計量器は、どのような形態にしる計量器を用いるならばその安全性、正確性、信頼性こういったものが担保されたものを用いるべきというふうに考えてございます。そのために、やはり基準とか検証する方法が必要になってくる。当然、取引の形態によって要求精度とか検証方法が異なってくるケースはあるかと考えます。計量法についてですが、今議論している内容について現行の計量法の中で技術基準があります。特定計量器については、JIS規格が既に存在していてその規格を引用している形で他の計量器も同じ形となっている。そういったことを踏まえて高増先生の御意見の中にもありますように、まずは計量法の技術基準の中で今回のものも入れるものがあるのか、入れられないものなのか、そういうところも含めて一度検討をしていただくことも必要かというふうに考えます。

他の計量器の例ですが、一般的なはかりの基準は、四つの精度等級があります。例えばお肉屋さんが使うもの、貴金属店で使うもの、こういったものは、それぞれ四つのクラスの高いクラスや低いクラスで使い分けができています。そういったことも含めて基準のところが必要なものを検討していけば良いのかなと考えています。

それから、身近にあります体重計とかキッチンスケールなど皆さん御存知かと思えますが、これもJISで

基準が決められております。これは、検定という義務はございません。ただし、計量法の中で製造事業者とか販売者に一定の基準が設けられて安全性等がきちんと担保できる形ができていますので、そういったものも参考にしていかがかなというのが私の意見です。

○本多委員長

ありがとうございます。先ほどコメントしましたように非常に精緻な枠組みが出来上がっておりますのでその議論も必要かと考えます。他にいかがでしょうか。あまり、締め付ける方向の意見ばかり伺ってもしようがないので田中先生いかがでしょうか。

○田中委員

事務局の御説明ありがとうございます。非常に個人的には分かりやすいかなと読ませていただきました。

基本的には、今あるハードウェアを使ってビジネスをしたい場合に計量法の基準に達していない数値を使ってビジネスをできないか、というところから始まっているのかと思います。第3回を欠席していたのですが御意見ということで無尽蔵に認めるのも問題であると思います。そこを議論していただいていると理解しているのですが、そういった意味で何らかの基準より上で大きな投資を必要なくビジネスを始められるのであれば、基本的には認めて行こうという事務局案が非常に良いかなと思っています。そういった意味では、計量法の基準±3%には足りないが±5%でということで、考え方としては、OKのGOODというよりは、車の燃費のように、このような測り方で測ったら1リットルで何キロ走りますとか、こういう測り方で測ったらこの精度は何%でしたという情報を提供して納得いただくようなそんなものかなと思っています。

ちょっと質問というか意見としては、±5%がメーターのようなものが物理的に存在して測りやすければ非常に分かりやすいと思うのですが、内部に組み込まれていて非常に測りにくいものも存在しているのかなと思いますので、そういった組み込み形ですとか、直接測りにくいものを測る測り方も想定した試験方法も柔軟に指定いただけると良いかなと聞いていて思いました。一方で一定以上の基準の下で組み合わせていても差分計量をしていたり、トータルのシステムとして組んだ時に消費者が売買するにおいて、騙されていないか保護の観点も重要と思っていますけれども、試験の精査がちゃんとしているからといって全体が担保されているか分からないので、全体を組んでビジネスとしてどれくらいの精度を出せるのか、別途全体感としての保護の観点からもコメントを出したり情報提供するような形が必要なかなと思います。

○本多委員長

はい、ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。

○片岡（加曾利委員代理）

本日、加曾利委員の代理で出席しております。

加曾利委員のコメントを踏まえまして、高増先生と根本委員と近い話になりますけれども、6ページ及び7ページの取引に用いる計測装置は、何らかの基準又は規格が必要であると考えますので、パソコンや充電器につきましても技術基準が必要ではないかと考えております。測定精度につきましても5%と書いておりますけれどもそういったJISとか技術基準の中でクラス分けみたいに、A、B、Cのような形も含め整理していく方法もあるのかなと思います。現状、それらの機器について精度を把握しておりませんが、市場であるとか製造者であるとか利用する方の意見を踏まえて整理していく方法もあるのかという意見であります。

○本多委員長

はい。岩船委員お願いします。

○岩船委員

私は、今回とても分かりやすく整理していただきましたし、計量法に基づくものでない計量器を用いることも認めて行こうとする方向性でまとめていただいたのでありがたいと思えました。今後スケジュールを考える上で、先ほど根本委員からお話のあった計量法の技術基準に入れるかどうかというのは、それがどれくらいのものか、そこら辺がわかっていないのですが、スケジュール感もあると思いますのでそういうものと合わせて、JISだったらどれくらい掛かるとか、そういうような整理を少ししていただければ、この辺

なら良いだろうとか、判断ができるのではないかと思います。根本委員がおっしゃったのは、このようなやり方では良くないという事でしょうか。

○根本委員

そこはですね、6枚目の資料の中に「計量法令の中で合理化を含め、既存の計量規制との整合を別途検討する必要があり」と書かれておりますので、まずは、ここでどうこうではなくて計量法の所管の所で必要なものと不要なものをしっかり分けていただいて、全部が計量法の枠の外でやると決められていれば、そういう御意見をいただければ良いのであって、そうじゃなくて計量法の技術基準の中で何かしら今回のものが該当する基準を変更することによって計量法の中で取り入れることができるものが含まれているのではないかと、ということで私はそういうような意見を出しました。

○本多委員長

要は電気メーターとして計量法で特定計量器と指定されているものの要件を外すことに対して、ゴーサインを出したい。ただ、外した時に「全部なしよ」というのは前回からずっと議論されている所で、それに対しどういうふうに、最低限、細かなところはここで議論できる話ではないので、今後検討していくに当たって「計量法のここだけはちゃんと押さえてくださいね」要するに合意を取るための説明をするに当たってどれだけのことがあったら説明できるのかということろをきっちり議論して担保していただければ、個別のところは、次の委員会をお願いするとかに多分なるのではないかと思います。今、岩船委員からもありましたが、エネ庁さんとしては、これをやって実際に市場で新しい枠組みでメーターを使って動き出せるようにしたいというのは、どんなスケジュール感でいらっしゃるのでしょうか。

○山中オブザーバー

いただきました2点について回答させていただきます。計量行政室様からも御指摘がありましたらお願いいたします。

資料13ページ辺りまででお示しさせていただいております基準で、こういうものを合理化できるのではないかという点について、新しいビジネスを行っていく上でもこういう基準を設ければ無秩序にいろんなものが行われるということを防ぐことができ、一方で逆に測り方が厳しすぎるということもないところの、ちょうど良い按配のところ整理されていると思ってございます。実際にビジネスとしてお使いの方からこれは厳しすぎるし不合理であれば言っていただければと思いますし、逆にここは不安であるという点に関しては、この場で是非ご指摘いただければと思っております。

御指摘の計量法との関係でございますけれども、率直に言ってしまうとやりたいこと、やるべきことができるのであれば、それは我々の所管している電気事業法の中でやるにしても、計量法の中でやるにしても、そこは電気事業法でなければならぬと思っている訳ではございません。ですので、こちらの御議論を踏まえて、制度的、法制的な議論については、しっかり御指摘を承って計量行政室様とも話し合いを持ちながら、場合によっては構造要件のようなものは電気事業法の中でやらなくても計量法の枠組みの中でできることもあるのではという点を一つ一つ点検していくつもりでございます。

今後の検討のスケジュール感でございますが、率直に申し上げて、私個人的な見解となるかも知れませんがスケジュールありきで考えている訳ではございません。一般的にJISのようなものを作っていくという話になりますと3年、4年くらいのスケジュールが掛かってくるものだと思っております。それはやはり実際長いと思っておりますが、私共、これを制度的に担保するのは、こちらで決めたからといって明日からできるという訳では当然ございませんので、1年くらいのスパンであるのかも知れませんが、断定的なことは言えませんが、業界基準の規格を作るべきではないかというものについて、主要なものについては、リードタイムの中で御準備いただくとより良いかなと思っております。当然ながら、時間が掛かる規格等をつくる場合においては、それなりに時間が掛かるものと思っております。一方で全ての計量機器に対して一律に基準を作るのはなかなか困難かと、規格を作っていただく御用意いただくのは難しいかと思っておりますので、そういう規格が存在しない場合もあり得ますので、規格が無い場合も御提示させていただいたものと思っております。先日、高増委員とも御議論させていただきましたけれども、基本的にはやはり、規格の方をちゃんと作って、自分たちにあった試験方法で自分たちにあった測り方で、よりあった測り方なのでちゃんと測れているし、ビジネス上も障壁も少ないことがやはり理想であると思っておりますので、そういう方向に導いて

いく制度にしていくことは重要な点かと思えます。けれども、必ずしも規格がなければならないということではないのではないかと考えているのが、今日の案とっております。

○本多委員長

はい、ありがとうございました。

やっぱり12ページにあるところが肝だと思ひまして、説明責任を果たし同意を得ることを要件とする。これは先ほど根本委員が発言されましたように計器を使う以上は安全性ですとか、精度ですとか、セキュリティですとか、そういう意味での担保をしなくてはならなくて、このメーターはこれだけの精度ですよっていうだけのことでなくて、やっぱりそれをちゃんとどうしてその精度で言えるのですかという説明責任というのですかね。それは今JCSSとか計量法できっちり担保できるシステムになっている中で、それを外した時にじゃあそれを担保できる形にするには何ですかと、そこが問われているのだと理解しております、それはやはり使う一般家庭の方がそこで安心できるようにするためには、どういう形で見せてやればいいのか、そこに尽きるかなと思ひますので、そういう方向で規格化をするというのは、とても見えやすい話ですし、新しいことをやるために規格を作れるようにする、計量法を外すというのは、とても重要だと思ひますので、計量法の枠内でないと作れない規格じゃなくて、その枠を外しても作れる規格が作れますという形で外して、そこを目指すという形で、皆で英知を集めて議論して、もちろんビジネスの方々もうまく動きやすい形でビジネスを展開できるように、私は大学の人間ではありますが、ビジネスの方を考えるとas soon as possibleでいかないとまずいかなということもありますので、そこのところは今後の話だと思ひますので、考えないといけないことはいろいろありますが、そこら辺を調整するのは、お役所は得意だと思ひますので、是非それはお願いしたいと思ひます。オブザーバーの方々、外してほしいと言っている側の方々から何かありましたらお願いします。

○尾関オブザーバー

今回の精度5%とかいう目安をいただいてありがとうございます。クラスという考え方があったり、実際に精度を表示するみたいな考え方は非常に重要で、測り方を決めた上で、メーカーとしてもこの機器はこうだという説明責任はあると思うので、そういったことはやっていくべきかなと思ひます。そういった見せるといった中で精度の悪いものではなく、やっぱりメーカーとして良いものをつくりたいので、メーカー間でも競争することで良いものができていくのかなと思ひます。5%でいいという、マルペケではなく、レベル感の分かるようにすることは非常に重要かなと思ひました。

○本多委員長

競争の世界ですものね。

○曾篠オブザーバー

しっかりと精度、規格というのは必要だと思ひますが、それと同時にそれを決めるのに時間が掛かってしまうというところで、例えばお客さん国民にとって利益があるものが例えば5年掛かりましたとなると、国民が利益を享受するのが4年遅れるということになりますので、スピード感をもってやっていただくと。そういった上でももしかしたら計量法で実現できるのかもしれないですし、例えばJEMAさんが規格を作ってその上でしっかりと計量法が分かるような業者さんに入ってもらって新たな計量法を作るとか。そういったことが可能で、例えばそれが押さえないといけない部分を押さえて1年間でその規格ができますということであれば、国民と皆さんにとっていいサービスを4年間、3年間前取りで提供できるということですので、そういった意味で今ある制度を基軸に考えるのではなく、今からできる際にどの制度を使うのが一番国民にとって利益が高いのかということを目安に御判断いただければと思ひているのは同時に、あと豊田通商としては、13ページ目以降のところいろいろお話をさせていただきたいところがありますので、こちらもしっかりお時間をとっていただければと思ひます。

○川端オブザーバー

計量行政室川端でございます。JISを作るのに時間が掛かるという前提で今皆さんお話しされていると思ひますけれども、計量行政室は基準認証政策課というJISを作る部署にも所属しているところなので、我々

の名誉のためにも申し上げておきたいと思うのですが、今、JISを迅速に作るための制度がいろいろできています。仰るとおり1年くらいで規格を作れるという制度はもちろんございますし、計量法の技術基準というのは特定計量器検定検査規則という省令に書いておりますので、省令に生で書いてしまうといきなり技術基準にすることができるとい実現方法もありますよということはここで申し上げておきたいと思ます。ただ、本多先生が仰るとおり、計量法は法律の中で、最低限、構造基準がなくてははいけない、器差の基準がなくてははいけないという2つが決められていますので、このような計量法の規制に馴染まない計量器の規制を計量法の外でやるということは、当然検討の余地はあろうかと思ますけれども、計量法でもいろいろ柔軟なことはできますよということは、計量法の名誉のために申し上げておきたいと思ます。

○本多委員長

ありがとうございます。はいどうぞ。

○佐久間オブザーバー

ディマンドリスポンスや分散電源の活用を推進している立場として、コメントさせていただきます。6ページのような取引の要件をまとめていただくということが、我々が進めている取組が実証段階から実用段階に移ることと影響してくるところだと思っております。そのため、今日こうした方向性が出ているところに我々としても賛同しているところであります。一方、電力量計に求められる使い方が、少しずつ変わりつつあるところが、本件等の大きな検討の背景だと思っております。その中で、これまでと同じ要件が電力量計に必要なのかを整理することだと思っております。また、計量制度との関係は、別途検討されることかと思ますので、そことの整合というのは、引き続き検討と思ます。冒頭委員長の方から業界からの要望があるのですかっていうことでしたけれども、例えば、この構造要件でも表示機能が必要なのか、10年間の検定の更新が必要なのかという意見は、普段業務をしている中ではお伺いしていることがありますので、そういう要望も少なからず出てきております。また、時期に関しても、今日の事例でも出ていますけど、電動車の充電料金を家庭の電気料金と他の需要の電力料金と値差をつける取組も我々来年度から実証を始めていくところです。実際そういうところに賛同している事業者もいるので、そういう意味では早急に取組を実現することは日本の産業競争力にも繋がると思ますので、是非前向きに整理していきたいというふうに考えております。

○本多委員長

ありがとうございます。一応13ページのところで切りまして、規格のないところでどちらかという小口の家庭内の構図というようなイメージで議論しているところかと思ます。分散DRとか後の方の内容に近いようなコメントもいただいてきておりますので、13ページまでの規格がないところまでにつきましては、多分議論は出尽くしているかなというふうに私は思ますし、守るべきことそれからやるべきことが何となく、そこそ皆さんの御意見も見えてきておりますので。

○根本委員

すいません。資料で言うと8ページになります。先ほど多分、田中先生の話の中でも出ていたと思うのですが、売り買いをするときに、どういった担保をするかと保証があるかとみたいな部分でこの機能のところにデータ保存とあるのですが、このデータ保存というのを皆さんどういうふうに理解されているかわからないのですが、売る電力量というところを貯める機能と私は見ているのですけれども、これについては例えば、今の市場にある計測器ではそういった機能というのは備わっているのですかね。例えば売りたい人が、どのくらいあるかって書いて売り買いするものではないと思ます。そういった記録媒体の機能というのがまず付いているのですかというのと。当然そういうのを今後使っていくのですよねと、こういったところにある数値を1年間だったら1年間保存しておいて、それはもう後々確認ができる。そういうところでは重要なポイントかなと考えております。こういったメーターをすぐに市場で使いたいというニーズを持っておられる皆さんにも御意見を伺いたいというふうに考えています。

○草野オブザーバー

今の御意見に対する回答とそれ以前に誤解のないように事業者の実情を説明させていただくと、すでに十何ページかに書いてあるPPAという弊社のサービスとして、出させていただいて、宅内で検定付きの

メーターを使わせていただいています。それを使おうが使うまいが事業者の説明責任としてお客様に納得していただけるように説明させていただいておりますし、契約上、問題とならないように御納得いただいて、ケアしながらやらせていただいております。だからそこが検定付きであろうがなかろうが、我々は事業者責任を持って、その検定付きメーターが燃えたとしてもメーカー側の責任によって計量法の責任では全くないと思っておりますし、我々がそれを選定した責任において需要家さんに返していかないとそういう責任をもってやっていますので悪意のある第三者がどうのこうのと言われてしまうと困ってしまうのですが、それは刑法であったり民法であったりでカバーすべき範囲だと思いますし、我々は数字が3%であろうが5%であろうがお客様にメリットを展開できるための設計をし、御説明をし、御納得していただいた方に喜んでいただければいいと思っています。そういう前提で我々のコストコントロールに及ばないところのメーターを同じような系統が連系を認めている機器で同じような計測ができるのであれば、それを使わせてくださいよというのが本当に純粋な気持ちで今回出させていただいておりますので、そこだけは御理解していただければなど。御質問のあった今のサービス、ダイヤモンドリスポンスをやっていることもそうなのですが、その契約に関しては、月々の30分の値だけではなく1分の値も含めて全てクラウド上で全てデータ管理させていただいておりますし、お客様から何かの要望があったときには、必ずそのデータを見せてこういうことですよという責任を果たさせていただいているのが実情となっています。以上です。

○本多委員長

ありがとうございます。疑っているとかそういうことではなくて、何回か前の時にコメントさせていただいたかと思っておりますけれども、今既にやってらっしゃる方は、ある意味お仲間で見えているし、よく分かっているし、ちゃんとやっているというのは言うまでもないなど、この世界はそうだと思うのですが、やっぱり市場を開くということは、どういうアクターが入ってくるか分からないところに開くことになりまから、そういったときにある程度の規制をお客様と相対して納得していただくために、こうしなくてはいけなくて、おもてなしの世界と違うことで押さえておかないといけないだろうというのが、グローバルに国を開くということだと思いますので、そこに対してきちりやる人がきちりできるように変な縛りがかからなくて、アイデアを出してどんどん新しいことができるような仕組みは作っておきたいし、仕組みが作れるようにしたいのですが、それを逆手にとって変なことをされると、特にこれから高齢者がどんどん増えてきて騙されやすい人がどんどん増えてきますので、そういうところも含めて非常に重要な議論をしていると私自身思っており、いただいた御意見はある意味当然のこととして、ではどうしようということ考えているところかなと私は思っています。どうもコメントありがとうございます。しっかり議事録に残していただいて重要なポイントだと思います。

ということで、13ページのところで止めてしまっただけでOKということではないので、ここはこれで一旦止めておいて、先の方に行こうかなと思っていたところです。多分、田中先生の話は、DRとかもうちょっと先の大枠のコメントになるかと思うので、ちょうどいいかなと思うのでどうぞ。

○田中委員

小さい話なのですが、±5%というのは、電圧を取らないとダメというメッセージではないですよという確認と。多分系統の電圧は±5%くらいのデータだと思いますが、電流計だけでやろうとするとその瞬間排除されるのかなと思いますが、そういう意図ではないですよ。

○本多委員長

多分、そんな細かいところまで考えていないと思います。

○田中委員

別にちゃんと精度が出れば、大丈夫ですか。

○山中オブザーバー

ご質問につきまして、5%の記載にはそこまでのことを考慮して書いたという訳ではないかと思っております。こちらの記載は、一定の基準を置くべきとのご意見を踏まえ、やはりなかなか基準がない中で、10%はどうなのかとか、7%はどうなのかとか、という話になりがちのところ、他の基準等を参考に5%程度という

ところを一つの目安として、皆さんに御議論いただきたいと思い、提示されたものと思っています。それをどう測っていくのか、どう評価するのかに関しては、今後の議論となるかと思っております。

○本多委員長

そうしましたら、もうちょっと議論を広げるということも含めまして、類型Cのところと差分計量の話もちょっと出てきておりますし、クラウドでどうだという話も出てきておりますし、こちら辺の話は多分岩船先生、田中先生の得意なところだと思いますのでコメントいただけたらと思います。

○田中委員

13ページ以降ですか。

○本多委員長

はい。

○田中委員

大規模、小規模の区分については、御提示で納得、賛成です。基本的には金融も適格機関投資家という定義があると思いますが、プロの方は保護のいろいろなことができる代わりに保護の度合いを下げるという運用をされていると思うのですが、金融商法で、それに近い考えでプロに近い知識のある方は、保護の度合いを下げて自由度を増やしてもいいのかということだと思いますので、これは賛成でございます。

一般送配電事業者を介しての私の理解ですと、取引相手が電力会社さんですとか市場である場合と純粋に自己託送で電力会社相手ではないのですけれども送電を使う場合で違うかなと思いますが、基本的には送電網を使うという時点で送配電網の求めるものに従った基準で報告する必要があるという提案かなと思っておりますので、理解をしました。ただ、将来的には日本においては、蓄電池ですとか、電気自動車の柔軟性を再エネの変動の吸収のために使うというのは、大きな流れとしてあると思いますので、そこに関しては計量法を少し柔軟に運用しても受け入れるように計量法に関しては、今回は少し緩くして、それを認めるかどうかは、相手先であるシステムの維持者ですとか、市場の方で決めると理解しました。なので、こちらの御提案で私も賛成かなと思っております。最後の取引規模500kW以下と言うのは、多分今回、無尽蔵にしてもどうかということで、とりあえず置かれたということだと思いますが、16ページ、これも何かしら基準があってもいいかなと思いますので、この数字が良いかどうかは別として何か置くというのは、賛成かなと。以上、コメントと言うか意見です。

最後に17ページの差分計量ですけれども、先程のコメントでも少し言いましたが、±5%ですとか入り口で精度をちゃんと出すことの入りで排除されなかったとしても最終的に差分計量してすごく誤差が出るような形のものもあると思うので、全体として組み合わせた形でどのくらい精度が出るのかというのは、これは、排除はしないまでも参考として第三者意見ですとか消費者保護の観点で何かコメントを出すようなことが必要かなと思っております。電機工業会さんがおっしゃられていたように、入り口はこれだとしてもより良い精度を求めていくような形というのが出てくると思いますので、むしろそれでこの仕組みは精度が良いですとか第三者コメントで出してあげるといえるものがあるのではないかなと思えました。以上です。

○本多委員長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○岩船委員

今回引き続き取りまとめていただく内容に特段異論はないのですが、類型Cに関しては、今回、特定計量器は必ずしも使わなくて良いという整理で、それ以外の精度等に関しては市場等の要件に依存するというような扱いなのかなと思っております。ただ、今回EVなりなんなりも全部みんな小さいものなので、結局、市場と実際に取引する人というのは、おそらくそれをアグリゲートすることになります。その場合にアグリゲートする人が市場の精度を担保すれば良い訳であって、必ずしもアグリゲーターと各リソース間でこの精度が必要かと言われると、そこはそうは言い切れないのではないかなと思うので、それはあくまでアグリゲーターの責任に処する所なのではないかなという気がしています。なので、必ずしも市場の精度から下の要件が

決まるとは言えないのではないかという気もしているので、そこはもう少し検討していただきたいと思います。それはですから、この場で決める事じゃなくて、むしろ市場側の方なのかアグリゲーターのルールなのか分からないのですが、これだけでは整理できないかなというのを言っておきたかったです。以上です。

○本多委員長

アグリゲーターさんの扱うところが、なんだか独り勝ちみたいして、無茶苦茶大きくなった時に、今言ったような話でざっくりやっていると今度は停電したりとか、系統側に問題が起こるかも、発電側に。やっぱり、なんか縛りはあった方が良くないかなと。その縛りが多分500kWみたいな縛りなのかなというふうに見てはいるのですが。

○岩船委員

でも、アグリゲーターさんはしっかり市場のルールは満たさなきゃいけないので、そこはしっかりしたもので、それが満たされなければペナルティになるし市場からの利益も得られない訳なので、そこはしっかりした取引の規約が必要です。

○本多委員長

私はそこら辺をよく知らないのですが、その市場ルールは逆に言うと供給側に変な事を起こさないようなそういう縛りが当然入っているとそういうことなのですね。

○岩船委員

それは、当然。

○本多委員長

はい、わかりました。

○曾篠オブザーバー

確認させて貰いたいのですが、取引規模の500kW以下というのは、アグリゲートした合計500kW以下ではなくて、1個1個単体のリソースが500kW以下という理解で良いですよ。

○事務局・中島

イメージとしては、例えば、取引の電気自動車充放電器、1台あたりで。

○曾篠オブザーバー

ということですよ。

○事務局・中島

です、500kWって相当大きな条件かなと考えています。

○曾篠オブザーバー

あと、15ページ目に書いていただいている、類型Cの所で前回、前々回と市場の方という話で、非常に丁寧に整理していただいてありがとうございました。一方、この個別計量の話は事業者側からすると非常に長い危機感を持っている中で、個別計量やるかやらないか決まってきたくないというのが実情です。市場の開設が2020年プラスアルファという中で、アグリゲーターはアグリゲートしなければならない訳で、リソースを集めなければいけないですよ。となると、市場ができる1年目からリソースを入れるということになると、早めに制度を決めてもらわないと球が集められないというのが正直なところとしてあります。そういったときに、この資料で記載されている「市場」って誰なのかと言うのを整理していただきたい。この研究会で上がった議論を基に、例えばいつまでを目標に結論出しますみたいなところを整理頂きたいなと。つまり、市場の誰が決定権を持っているのかという、そのバトンの渡し先に関してしっかり決めていただかないと本事項がしっかり決まっていけないと思っています。ということが1点と、もう1点、ここではkWhの話でkW

の話は触れられていないと思うのですが、例えばkWとkWhの基準が別々で、結局メーターを二つ付けないといけなかったとか、そういったことがないようにバトンを渡した先にちゃんとkWとkWhの基準が一つのメーターでできるのですよ、そこをこの研究会の意見としてまとめましたということ報告書か何かにまとめていただいて、しっかりバトンを渡していただきたいというふうに思います。

○本多委員長

コメントどうもありがとうございます。はいどうぞ。

○佐久間オブザーバー

今のコメントにも、岩船先生のコメントにも関連するのですが、やはり今回の議論の結論は、次の市場監督者なのか市場設計する人たちに繋げなければいけないので、これは需給調整市場や容量市場は広域機関や電力会社の方でもありますので、そういう所にしっかり話をしていく必要があると思っています。我々の中でもアグリゲーションに関する取り組みをしている検討会がありますので、そちらの方にも取り扱うことや、取り扱えない点は別のところで対応されるべきとおもっています。岩船先生のおっしゃっていたTSOとアグリゲーターの契約は、まさにTSOとの要件の中で決まってくるとは思いますけれども、一方で需要家とアグリゲーターの契約というのもこの取組の中にあるとおもいますので、その際は今回書かれているようなところの配慮ということが影響してくると思っております。

○本多委員長

ありがとうございます。

○北川オブザーバー

1点だけよろしいですか。

○本多委員長

はいどうぞ。

○北川オブザーバー

14ページのところの類型AとBの括りについてです。括りが必要だということは認識しているのですが、今回の話としては高圧受電をしているかどうか、高圧電力の所で区切ったらどうかという形の案になっているかとおもいます。これでいくと、例えば、コンビニさんは高圧の契約をしている所と低圧で契約されている所とございますので、実ビジネスで見たときには違う類型となり、ちょっとややこしい話になるかもしれません。その辺は特例的な話なのかどうか分かりませんが、この区切りのところは、より合理的な案があればそれに越したことがないかなとおもいます。代替案がない中でコメントになってしまい申し訳ございません。

○尾関オブザーバー

ここは何かで決めなきゃいけないというのが一つあるとおもいます。あと、ここを読んでいて思ったのは、量産していて型式認定できるような製品は試験方法を決めてやれば良いのですが、そうではない物、要はオーダーメイドの製品みたいなのもあって、そういったものってやっぱり試験方法を決めきれないので、それはここで書いてあるように、そこの中で柔軟に設定できるような物というのは一つあるのかなと。それは容量で決まるのではなくて製品で決まるようなところも一つあるのかなとおもいました。型式にならない物ですよ。

○本多委員長

ありがとうございます。

○佐久間オブザーバー

すみません、あと1点だけ。

○本多委員長
はいどうぞ。

○佐久間オブザーバー

先程のコメントで若干漏れてしまったのですが、今回の議論の結果が、正式に電事法上の規制下に置くとかそういう議論もありますので、その然るべき電事法の審議会にて、本結論を諮り、正式に特定電気取引としての位置付けというものが整理されるべきだと思っております。その上で、できるところは並行して我々の所の議論ですとか関係審議会の方での検討を進めていくべきということだと思っております。

○本多委員長

ここの委員会で何をどこまで決めて、それは上に行ってどういう形で動いていくかというのは、ちょっとここでは見きれない部分がありますので、そこについては適宜やっていただくとして、必要なことはコメントとして多分事務局の方でまとめていただけるかなと思います。一応、全般的に御意見はいただいて、特にこのまとめ方に、いただいたことに対して大きな反対の意見は持たれませんでしたし、基本的にはこの方向性としてはどうかというところで、あと検討するとかということもいろいろ書かれておりますので、すぐそのままこれで承認とかという話ではもちろんございませんが、方向性としていろいろコメントいただきましたので、そこを踏まえて次回に向けて事務局の方でいろいろ取りまとめていただける方向でいければどうかというふうに思っております。かなり包括的にいろいろなコメントを頂戴していますが、他にまだコメントがございましたら、御意見その他、頂戴したいと思います。

よろしければ、一応方向性というかまとめていただいた内容の方向で今いくつか注文とコメントが付いていますので、そこはじっくりと見ていただければと思いますが、かなり細かな事も含めて詰めていかなければいけない事があるかと思っておりますので、事務局で今回のようにもうちょっと中間整理として詳細な議論をまとめていただくという方向で今日のところはたくさんコメント、要望を事務局にインプットしたという形で、しっかり議事録に残していただいて次に進めたいと思っておりますけれども、そういう方向でよろしいでしょうか。

特にまだ言い残したことがあって、これは是非入れろというような事が特にございませんようでしたら、よろしければ本日はこれで終了したいと思います。あと、第5回までにつきまして、事務局にいろいろ作業していただくことになるかと思っておりますので、次回の開催につきましては、ちょっとまだここでいつということは申し上げられません。ひょっとするとだいぶ長くなるかもしれないというような状況かと思っておりますが、その過程で当然の事ながら委員の先生方に御意見を頂戴する必要が当然ありますので、引き続き御支援いただきたいと思います。もしよろしければ、これで中間整理に進むという形で今日の結論という訳ではないのですが、会議を閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。では、後の説明をお願いします。

○事務局・中島

それでは、本日いただきました御意見を基に、また事務局の方で皆様の御意見を整理して、論点とか今後何をしなければいけないのかとかそういったところを整理させていただいて、事務局にて中間整理をさせていただければと考えております。委員の皆様にはまた別途御確認いただいたり、御説明をさせていただく機会を設けさせていただく必要があるのかなと考えております。次回の研究会の開催等に関しましては、またそういった意味でも別途御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○本多委員長

それでは以上で第4回の研究会を閉会とさせていただきます。活発な御議論どうもありがとうございました。